

長崎県老人福祉施設協議会 規約

(名 称)

第1条 本会は長崎県老人福祉施設協議会(以下「本会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会は事務所を長崎市茂里町3番24号、長崎県社会福祉協議会内におく。

(事務の委託)

第3条 本会の事務は、事務委託契約により長崎県社会福祉協議会に委託する。

2 本会の事務処理については、別に定めるもののほか、長崎県社会福祉協議会に準ずるものとする。

ただし、旅費の支給については、長崎県社会福祉協議会の「役職員等旅費支給規程」の別表1(日当、宿泊料)の区分:常勤役員及び職員の日当の金額を支給するものとし、在勤地内の場合にあっては第16条(在勤地内の旅費)

(1)の規定に関わらず、1日日当のみを支給するものとする。

また、宿泊費については、会長が必要と認める場合は別表1(日当、宿泊料)の区分:常勤役員及び職員の宿泊料の金額に依らず、実費を支給することができるものとする。

(目 的)

第4条 本会は、県下の老人福祉事業の経営及び運営の強化を通じて、老人福祉の発展を期するため、相互の連絡調整を行うとともに、事業に関する調査、研究、協議を行い、会員の資質向上並びに施設利用者へのサービス向上に努めることを目的とする。

(事 業)

第5条 本会の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 老人福祉施設等の経営、運営に関する調査・研究
- ② 研修会の開催
- ③ 部会及びブロック組織の充実・強化
- ④ 関係機関・団体等との連絡調整
- ⑤ その他、本会の目的達成に必要な事項

(会 員)

第6条 本会の会員は、長崎県内の以下に定める施設の代表者(施設長もしくは管理者)とする。

- ① 特別養護老人ホーム(社会福祉法人・公立が経営)
- ② 養護老人ホーム(社会福祉法人・公立が経営)
- ③ 軽費老人ホーム・ケアハウス(社会福祉法人・公立が経営)
- ④ デイサービスセンター(社会福祉法人・公立が経営)
- ⑤ 上記以外の老人福祉施設等(社会福祉法人・公立が経営)

2 同一法人で複数の施設を運営している場合は、併設施設のみを加入させることは認めないものとする。

(入 会)

第7条 会員として入会を希望するものは、所定の「入会申込書」をブロック長の推薦を経て会長に提出し、理事会の承認を得なければならないものとする。

2 会員である施設代表者に変更があったときは、その都度新代表者を届け出るものとする。

(会 費)

第8条 会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。

2 会費算定の基準日は、毎年4月1日とする。

3 会員は毎年度9月末日までに会費を納入するものとする。

4 会費は年会費とし、会員が既に納入した会費、その他の拠出金は、過誤納による場合のほかこれを返還しないものとする。

5 会員は会費算定の基礎となる「入所定員」に変更が生じたときはすみやかに届け出なければならない。

(退 会)

第9条 会員が退会を希望するときは、退会を希望する日の1ヶ月前までに所定の「退会届」を会長に提出(各ブロック長を経由)し、理事会の承認を得なければならない。

(処 分)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て、厳重注意及び退会勧告をすることができる。

(1)本会の規約に違反したとき。

(2)会員としての重要な義務を履行しないとき。

2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、除名することができる。

- (1)不正な行為により、監督官庁の処分を受けたとき。
- (2)本会の名誉を毀損し、または別に定める倫理綱領に反する行為をしたとき。
- 3 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員に予め通知するとともに、除名の議決を行う総会において、弁明の機会を与えるものとする。
- 4 第2項の規定により除名となった場合は、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未納の会費は徴収され、既納の会費は返還されないものとする。
- 5 除名された会員施設は、会員に復帰することができるものとする。ただし、その場合は第7条に規定する入会手続きを再度行うものとする。

(役員)

第11条 本会に次の役員をおく。

- ① 会長 1名
- ② 副会長 3名
- ③ 理事 17名（会長、副会長を含む）
- ④ 監事 2名

(役員を選出)

第12条 会長は、理事の互選により選出し、総会で承認する。

- 2 副会長は理事の中から会長が指名し、総会において承認を得るものとする。
- 3 監事は正副会長の選出されていない地区から選出し総会において決定する。
- 4 理事は次により選出する。
 - (1) 第18条に規定する各部会長の4名とする。
 - (2) 次の各ブロックの代表合計13名とする。

ただし、ブロックの代表とは各ブロックにおける役員でなくとも、当該ブロック内の会員でかつ各ブロックが代表と定めたものであればよいものとする。

- ① 長崎市ブロック 3名
- ② 佐世保市ブロック 2名
- ③ 西彼・西海ブロック 1名
- ④ 県央ブロック 2名
- ⑤ 島原ブロック 2名
- ⑥ 県北ブロック 1名
- ⑦ 五島ブロック 1名
- ⑧ 壱岐・対馬ブロック 1名

なお、各ブロックからの理事の選出数基準については次のとおりとし、改選期毎に算出の基礎となる対象施設及び入所定員数を調査し、選出数を見直すものとする。

《各ブロックからの理事の選出基準》

各ブロック内の入所定員 合 計 数	選出人数
1,000名以内	1名
1,000名を超え2,000名以内	2名
2,000名を超え3,000名以内	3名
3,000名を超え4,000名以内	4名

※デイサービスセンターは対象施設より除外

※ショートステイ分の定員は含まない

5 理事が次に掲げる事項に該当する場合は、任期途中であっても退任し、後任の選出を行うものとする。

- (1) 会員でなくなった場合
- (2) 選出部会とは異なる種別の施設の代表者になった場合
- (3) 選出ブロックとは異なる地区の施設の代表者になった場合

(役員 の 職 務)

第13条 役員 の 職 務 は 次 の と お り と す る。

- 2 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長が事故等何らかの理由により職務の遂行が困難と判断される場合、予め会長が定めた順序により、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、会務の執行をする。
- 5 監事は、本会の業務及び会計を監査し、総会に報告する。

(役員 の 任 期)

第14条 役員 の 任 期 は 2 年 と す る。た だ し、再 任 は 妨 げ な い。

- 2 会長に連続して就任する場合は、3期6年を限度とする。
ただし、任期途中で退任による会長就任の場合は、前任者の残任期間を連続就任期間に含めない。
- 3 補欠役員 の 任 期 は、前 任 者 の 残 任 期 間 と す る。
- 4 役員は、任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(理 事 会)

第15条 理 事 会 は、理 事 を も っ て 構 成 す る。

- 2 理事会では次の事項を審議、決定する。

- ① 総会の議決した事項の執行に関すること
- ② 総会に附議すべき事項
- ③ その他総会の議決を要しない業務の執行に関すること
- 3 理事会は、会長が召集し、会長が議長となる。
- 4 理事会は、定数の過半数の出席をもって成立する。
- 5 会議の事項は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する

(総会)

第16条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 総会は年2回開催する。ただし、会長が必要と認める場合臨時に召集することができる。
- 3 総会では、次の事項を決定する。
 - ① 事業計画及び予算の決定
 - ② 事業報告及び決算の承認
 - ③ 会長、副会長の承認及び監事の選出
 - ④ 諸規程の制定及び改廃に関する事項
 - ⑤ その他、本会の運営に関する必要な事項
- 4 総会は、会長が召集し、出席者の中から議長を選出する。また、議長は副議長を指名することができるものとする。
- 5 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。
- 6 会議の事項は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。ただし、議決権については、併設施設を含めて1票とする。
- 7 やむを得ない理由のため、総会に出席できない会員は、代理人(当該施設職員)に委任することができる。

(顧問)

第17条 本会に顧問をおくことができる。

- 2 顧問は理事会の同意により会長が委嘱する。

(部会の設置)

第18条 本会に次の部会を置く。

- ① 「特別養護老人ホーム部会」
- ② 「養護老人ホーム部会」
- ③ 「軽費・ケアハウス部会」
- ④ 「デイサービス部会」
- 2 部会の活動費については、本会より助成する。
- 3 部会に関する細目は別に定める。

(常設委員会の設置)

第19条 本会に、次の常設委員会を置く。

- ① 政策・経営対策委員会(介護保険制度、社会福祉政策・介護保険事業等の制度下における会員施設の経営管理等)
 - ② 調査研究委員会(各種調査研究等)
 - ③ 研修委員会(資質向上を図るための役職員研修、大会等の実施)
 - ④ 21世紀委員会(人材の発掘・育成等)
 - ⑤ 広報委員会(介護や本会に関する広報活動等)
- 2 委員会の委員は会長が委嘱する。
 - 3 委員会に関する細目は別に定める。

(経費)

第20条 本会の運営に要する経費は、会費及び助成金、寄付金並びにその他の収入をもって充てる。

- 2 会費の金額については、別紙のとおりとする

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

(附則)

- 1 この規約は平成15年4月1日から施行する。
- 2 長崎県老人福祉施設協議会規約(昭和51年7月1日制定)並びに長崎県デイサービスセンター協議会規約(平成10年3月20日制定)は、この規約をもって廃止する。
- 3 この規程は、平成16年6月29日一部改正し、同日から適用する。ただし、役員については、平成17年4月1日から適用する。
- 4 この規約は、平成18年3月23日一部改正し、平成18年4月1日から適用する。
- 5 この規約は、平成19年1月30日一部改正し、平成19年4月1日から適用する。
ただし、平成18年度末に行なう次期役員を選任についても改正後の規約を適用するものとする。
- 6 この規約は、平成21年3月26日一部改正し、平成21年1月1日から適用する。
- 7 この規約は、平成21年6月1日一部改正し、平成21年4月1日から適用する。
- 8 この規約は、平成24年3月6日一部改正し、平成24年4月1日から適用する。

- 9 この規約は、平成29年3月17日一部改正し、平成29年4月1日から適用する。
- 10 この規約は、平成31年3月15日一部改正し、平成31年4月1日から適用する。